

大山町家庭保育支援給付金

生後2か月を超え、1歳になるまでの乳児（平成31年4月1日生まれから）を家庭で保育する父母や祖父母に対し給付金を支給します。なお、支給対象変更により、平成31年3月31日生まれまでは、下記の経過措置の対象となります。

給付額 **月額 30,000円**

（7月、10月、1月及び4月に、それぞれの前月までの給付金を支給）

- 要件・乳児及び申請者は大山町に住民登録していること
- ・継続して1か月以上家庭で保育していること
 - ・育児休業給付金を受けていないこと
 - ・町税などの滞納がないこと
 - ・生活保護法による保護を受けていないこと
 - ・祖父母の場合は、父母の勤務状況などが保育園などの利用条件を満たしていること。ただし、父母が育児休業中または求職中の場合を除く。

【支給対象変更のスケジュール】

- ◎平成30年9月30日生まれまでは2歳未満まで支給
 - ◎平成30年10月1日から平成31年3月31日生まれは1歳6か月未満まで支給
（経過措置）
 - ◎平成31年4月1日生まれからは1歳未満まで支給
- ※平成30年10月1日以降に転入の場合は、経過措置の対象外で1歳未満までを支給します。

※裏面もご覧ください



【給付金について】

- ①給付の支給対象期間は、生後2か月の属する月から始まり、乳児の満1歳の誕生日の前日の属する月の前月（誕生日が月の初日である時は、その前日の属する月）までです。
- ②給付金は、所得税法上の「雑所得」に該当します。所得状況によっては、確定申告が必要になります。

【給付金の申請について】

- ①大山町家庭保育支援給付金支給申請書は必要な書類を添えて、下記提出先に提出してください。
- ②給付金の申請は、給付金の支給対象者となった日から1か月以内に行ってください。
（例）平成30年4月15日が誕生日の場合
生後2か月から1か月家庭で保育した、平成30年7月15日から1か月以内に申請をしてください。申請が遅れた場合、支給対象期間の始期が遅くなり、支給額が少なくなる場合があります。
- ③育児休業給付金受給確認を行いますので、申請書に「雇用保険被保険者番号」を記入してください。
- ④給付金の受給が年度をまたぐ場合は、年度ごとに申請する必要があります。

【申請書提出先】

こども課（保健福祉センターなわ）
住民課（役場 本庁）
中山支所総合窓口室
大山支所総合窓口室

【問い合わせ先】

大山町役場 こども課（保健福祉センターなわ）
電話 0859-54-5205